

文京区立お茶の水女子大学こども園保育士の公募について
(2027年1月1日付け採用予定)

国立大学法人お茶の水女子大学長
佐々木 泰子(公印省略)

文京区立お茶の水女子大学こども園では下記の要領により、こども園保育士を公募します。ご希望の方は書類を調べて期限内にご提出ください。

記

1. 職名及び人員 保育士 1～3名程度
2. 所 属 お茶の水女子大学こども園
3. 勤務場所 (契約締結時)
国立大学法人お茶の水女子大学
住 所：東京都文京区大塚2丁目1番1号
最寄駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
(変更の範囲)
本学が定める場所
4. 職務内容 (契約締結時)
こども園の教育・保育に関する業務
(変更の範囲)
本学が定める業務
5. 応募資格 (1) 保育士資格を有していること。(2026年9月30日までに取得見込みの場合を含む)
(2) 幼稚園教諭免許を併有していることが望ましい。(取得見込みを含む)
(3) こども園の教育・保育実践の開発に興味があること。
(4) 幼児教育に関する研究に熱意があること。
6. 雇用期間 2027年1月1日以降手続き完了日から3年
労使双方の合意により更新することが有り得る。更新後の雇用期間は、初回は2年、以後1年とする。ただし、こども園の事業期間の終期を限度とする。
更新の判断基準：予算の状況、従事している業務の進捗状況、勤務成績・態度、能力等。
※6か月の試用期間有り(職務内容、労働条件は同じ)
7. 就業時間 勤務時間は1日7時間45分(休憩時間60分)を基本とし、1月単位の変形労働時間制を適用する。なお、勤務日については事前に周知する。
こども園の開園日：月曜日～土曜日
こども園の開園時間：7時15分～19時15分
8. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程及び国立大学法人お茶の水女子大学こども園職員に関する規則による。
休日：原則として、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)、学長が4週間について4日、休日と指定した日。ただし、業務の都合上、上記休日を勤務日として勤務することがある。
休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
9. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程に基づき支給する。基本年俸285万円～690万円の範囲で実務経験・業績等に応じて決定する。(基本年俸を12月で割った額を毎月支給)
10. 手 当 国立大学法人お茶の水女子大学年俸制適用職員給与規程に基づき、附属幼稚園等特別手当、通勤手当を支給する。期末・勤勉手当は支給しない。
※ただし、通勤距離が2km未満の場合は通勤手当を支給しない。また、採用日が月の中途の場合、通勤手当は翌月から支給する。
11. 退職手当 支給しない。
12. 加入保険 労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合に加入する。
13. 雇用主 国立大学法人お茶の水女子大学長

14. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項
キャンパス内全面禁煙
15. 提出書類
- (1) 履歴書（本学指定様式を使用すること）
（写真貼付、PCからのメールを受信可能なメールアドレスのほか、必要事項を記載すること）
 - (2) 保育士資格証明書又は保育士登録証（複写可）（資格取得見込みの場合は資格取得見込み証明書）
 - (3) 幼稚園教諭免許状の写し（免許取得見込みの場合は免許取得見込み証明書）
 - (4) 以下のテーマについてそれぞれA4判1枚程度にまとめたもの
 - ①これまでの教育・保育実践、研究について
 - ②こども園で取り組んでみたい教育・保育実践・研究
 - (5) 教育・保育実践、研究等の業績がある場合は、現物、別刷り又は写し3編まで
 - (6) 返信用葉書（書類受理通知用、宛先明記のこと）
 - (7) 応募書類返送用封筒（返送希望者のみ。【備考】2参照）
※なお、(1)～(4)は、書式をA4判に統一すること
16. 選考方法
附属学校委員会に設置するこども園保育士選考委員会が選考を行う。
- (1) 第1次選考 書類による選考
選考結果は、本人宛に電話又はEメールにて通知する。
 - (2) 第2次選考 第1次選考合格者に対してのみ面接審査・実技による選考を行う。
実施日時（2026年10月26日（月）予定）等は、第1次選考合格者に第1次選考結果と併せて通知します。
なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とする。
最終的な選考結果は、本人宛に郵送にて通知する。
17. 提出期限 2026年10月9日（金）必着
18. 提出方法 封筒表面に「**こども園保育士応募書類在中**」と朱記し、書留又は簡易書留で郵送のこと。
19. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号
お茶の水女子大学こども園長 刑部 育子 宛
20. 問合せ先 お茶の水女子大学こども園施設長 山下 智子
TEL:03-5978-5127 FAX:03-5978-5126
E-mail:yamashita.toshiko@ocha.ac.jp

【備考】

1. 応募書類に、虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となります。
 2. 応募書類は、本公募の用途に限り使用し、提出いただいた個人情報には正当な理由なしに第三者へ提供することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしません。選考終了後、大学が責任を持って廃棄しますのでご了承ください。ただし、応募書類の返却を希望する場合は、必ず、返送用封筒（切手等貼付、返送宛先明記）を同封してください。
 3. 採用にあたっては、保育士特定登録取消者管理システムにより、保育士資格取消の有無を確認いたします。
 4. 本業務に従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下、「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講ずる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ＊「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙参照条文をご参照ください。

5. 本学は、次世代育成支援対策推進法（第13条）に基づく基準適合一般事業主（子育てサポート企業）として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。



「くるみんマーク」

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

作成日

履 歴 書

ふりがな			
氏 名			
生年月日	(満 歳)	性別	
ふりがな			
現住所	〒		
電話番号			
E-mail			

顔写真
(単身胸から上、正
面向き、脱帽)

学 歴	学校名、学部、学科等及び卒業区分を記入すること。		
	在学期間	学校名・学部・学科・(課程)・専攻名	卒業区分
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		
	年 月 ～ 年 月		

学 位	修士以降の学位を取得している場合は、記入すること。	
取得年月	学校名	学位名(専門分野)
年 月		
年 月		
年 月		

資格・免許等	自身が所有する資格・免許等のうち有用と思われるものを記入すること。	
取得年月	資格・免許名	
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

